

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案

改正の背景

- 一部の企業における排出基準超過・データ改ざん等の不適正事案の発生。
- 地球温暖化をはじめとする環境問題の多様化、経験豊富な公害防止担当者の大量退職等により、事業者・地方自治体の公害防止業務が構造的に変化。
- 近年、公共用水域における水質事故は増えており、例えば、全国一級河川における水質事故は、10年間で約3倍に増加。

改正の概要

1 事業者による記録改ざん等への厳正な対応

- 排出状況の測定結果の未記録、虚偽の記録等に対し罰則を創設。
【大気汚染防止法・水質汚濁防止法改正】
 - ※ 現行では、排出基準違反については罰則があるものの、未記録・虚偽の記録に対する罰則はない。

2 排出基準超過に係る地方自治体による対策の推進

- 継続してばい煙に係る排出基準超過のおそれがある場合に、事業者による改善対策を地方自治体との連携の下で確実に図るため、地方自治体が改善命令等を広く発動できるよう見直し。【大気汚染防止法改正】
 - ※ 現行では「人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認められるとき」に限定。

3 汚水の流出事故による水環境の被害拡大の防止

- 汚水の流出事故が生じた場合に、事業者に対して応急措置の実施及び地方自治体への届出を義務付ける「事故時の措置」の範囲（対象となる汚水の種類*¹及び事業者の範囲*²）を拡大。【水質汚濁防止法改正】
 - *¹ 汚水の種類として、排水規制の対象となっていない有害な物質を追加。
 - *² 事業者の範囲として、排水規制の対象となっていないが、有害な物質を取り扱う事業者を追加。

4 事業者による自主的な公害防止の取組の促進

- 大気汚染・水質汚濁の防止に関する事業者の責務規定を創設。
【大気汚染防止法・水質汚濁防止法改正】
 - ・ ばい煙又は汚水・廃液の排出状況の把握
 - ・ 汚染物質の排出を抑制するために必要な措置の実施

【施行期日】 公布の日から1年以内で政令で定める日から施行。
ただし、4については、公布の日から3月を経過した日から施行。

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案新旧対照条文
 ○大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 ばい煙の排出の規制等（第三条―<u>第十七条の二</u>）</p> <p>第二章の二 揮発性有機化合物の排出の規制等（<u>第十条七条の三</u>―<u>第十七条の十五</u>）</p> <p>第二章の三 粉じんに関する規制（<u>第十八条</u>―<u>第十八条の十九</u>）</p> <p>第二章の四 有害大気汚染物質対策の推進（<u>第十八条の二</u>―<u>第十八条の二十四</u>）</p> <p>第三章 自動車排出ガスに係る許容限度等（<u>第十九条</u>―<u>第二十一条の二</u>）</p> <p>第四章 大気汚染の状況の監視等（<u>第二十二条</u>―<u>第二十四条</u>）</p> <p>第四章の二 損害賠償（<u>第二十五条</u>―<u>第二十五条の六</u>）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 ばい煙の排出の規制等（第三条―<u>第十七条</u>）</p> <p>第二章の二 揮発性有機化合物の排出の規制等（<u>第十条七条の二</u>―<u>第十七条の十四</u>）</p> <p>第二章の三 粉じんに関する規制（<u>第十八条</u>―<u>第十八条の十九</u>）</p> <p>第二章の四 有害大気汚染物質対策の推進（<u>第十八条の二</u>―<u>第十八条の二十四</u>）</p> <p>第三章 自動車排出ガスに係る許容限度等（<u>第十九条</u>―<u>第二十一条の二</u>）</p> <p>第四章 大気汚染の状況の監視等（<u>第二十二条</u>―<u>第二十四条</u>）</p> <p>第四章の二 損害賠償（<u>第二十五条</u>―<u>第二十五条の六</u>）</p>

第五章 雑則（第二十六条―第三十二条）

第六章 罰則（第三十三条―第三十七条）

附則

（改善命令等）

第十四条 都道府県知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 (略)

3 都道府県知事は、総量規制基準に適合しない指定ばい煙が継続して排出されるおそれがあると認めるときは、当該指定ばい煙に係る特定工場等の設置者に対し、期限を定めて、当該特定工場等における指定ばい煙の処理の方法の改善、使用燃料の変更その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

第五章 雑則（第二十六条―第三十二条）

第六章 罰則（第三十三条―第三十七条）

附則

（改善命令等）

第十四条 都道府県知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 (略)

3 都道府県知事は、総量規制基準に適合しない指定ばい煙が継続して排出されるおそれがある場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるときは、当該指定ばい煙に係る特定工場等の設置者に対し、期限を定めて、当該特定工場等における指定ばい煙の処理の方法の改善、使

4 (略)

(ばい煙量等の測定)

第十六条 ばい煙排出者は、環境省令で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならぬ。

第十七条 (略)

(事業者の責務)

第十七条の二 事業者は、この章に規定するばい煙の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴うばい煙の大気中への排出の状況を把握するとともに、当該排出を抑制するために必要な措置を講ずるようしなければならない。

第二章の二 揮発性有機化合物の排出の規制等

用燃料の変更その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

4 (略)

(ばい煙量等の測定)

第十六条 ばい煙排出者は、環境省令で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならぬ。

第十七条 (略)

第二章の二 揮発性有機化合物の排出の規制等

第十七条の三、第十七条の六 (略)

(揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出)

第十七条の七 第十七条の五第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第十七条の五第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 第十七条の五第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更命令等)

第十七条の八 都道府県知事は、第十七条の五第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物濃度がその揮発性有機化合物排出施設に係る排出基準(第十七条の四の排出基準をいう。以下この章において「排出基準」という。)に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る揮発性有機化合物排出施設の構造若しくは使用の方

第十七条の二、第十七条の五 (略)

(揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出)

第十七条の六 第十七条の四第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第十七条の四第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 第十七条の四第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更命令等)

第十七条の七 都道府県知事は、第十七条の四第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物濃度がその揮発性有機化合物排出施設に係る排出基準(第十七条の三の排出基準をいう。以下この章において「排出基準」という。)に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る揮発性有機化合物排出施設の構造若しくは使用の方

法若しくは揮発性有機化合物の処理の方法に関する計画の変更（前条第一項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第十七条の五第一項の規定による届出に係る揮発性有機化合物排出施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

（実施の制限）

第十七条の九 第十七条の五第一項の規定による届出をした者又は第十七条の七第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る揮発性有機化合物排出施設を設置し、又はその届出に係る揮発性有機化合物排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは揮発性有機化合物の処理の方法の変更をしてはならない。

第十七条の十 第十七条の十二 （略）

（準用）

第十七条の十三 第十条第二項の規定は、第十七条の九の規定による実施の制限について準用する。

法若しくは揮発性有機化合物の処理の方法に関する計画の変更（前条第一項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第十七条の四第一項の規定による届出に係る揮発性有機化合物排出施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

（実施の制限）

第十七条の八 第十七条の四第一項の規定による届出をした者又は第十七条の六第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る揮発性有機化合物排出施設を設置し、又はその届出に係る揮発性有機化合物排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは揮発性有機化合物の処理の方法の変更をしてはならない。

第十七条の九 第十七条の十一 （略）

（準用）

第十七条の十二 第十条第二項の規定は、第十七条の八の規定による実施の制限について準用する。

- 2 第十一条及び第十二条の規定は、第十七条の五第一項又は第十七条の六第一項の規定による届出をした者について準用する。
- 3 第十三条第二項の規定は、第十七条の十一の規定による命令について準用する。

第十七条の十四・第十七条の十五 (略)

(適用除外等)

第二十七条 (略)

- 2 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気工作物、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十三項に規定するガス工作物又は鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の経済産業省令で定める施設であるばい煙発生施設、特定施設、揮発性有機化物排出施設、一般粉じん発生施設又は特定粉じん発生施設（以下「ばい煙発生施設等」という。）において発生し、又は飛散するばい煙、特定物質、揮発性有機化合物、一般粉じん又は特定粉じん（以下「ばい煙等」という。）を排出し、又は飛散させる者については、第

- 2 第十一条及び第十二条の規定は、第十七条の四第一項又は第十七条の五第一項の規定による届出をした者について準用する。
- 3 第十三条第二項の規定は、第十七条の十の規定による命令について準用する。

第十七条の十三・第十七条の十四 (略)

(適用除外等)

第二十七条 (略)

- 2 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気工作物、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十三項に規定するガス工作物又は鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の経済産業省令で定める施設であるばい煙発生施設、特定施設、揮発性有機化物排出施設、一般粉じん発生施設又は特定粉じん発生施設（以下「ばい煙発生施設等」という。）において発生し、又は飛散するばい煙、特定物質、揮発性有機化合物、一般粉じん又は特定粉じん（以下「ばい煙等」という。）を排出し、又は飛散させる者については、第

六条から第十条まで（同条第二項にあつては、第十七条の十三第一項又は第十八条の十三第一項において準用する場合を含む。）、第十一条及び第十二条（これらの規定を第十七条の十三第二項又は第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第十七条第二項及び第三項、第十七条の五から第十七条の九まで、第十八条、第十八条の二並びに第十八条の六から第十八条の九までの規定を適用せず、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の相当規定の定めるところによる。

3 前項に規定する法律に基づく権限を有する国の行政機関の長（以下この条において単に「行政機関の長」という。）は、第六条、第八条、第十一条若しくは第十二条第三項（これらの規定を第十七条の十三第二項又は第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第十七条の五、第十七条の七、第十八条又は第十八条の六の規定に相当する電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の規定による前項に規定するばい煙発生施設等に係る許可若しくは認可の申請又は届出があつたときは、その許可若しくは認可の申請又は届出に係る事項のうちこれらの規定による届出事項に該当

六条から第十条まで（同条第二項にあつては、第十七条の十二第一項又は第十八条の十三第一項において準用する場合を含む。）、第十一条及び第十二条（これらの規定を第十七条の十二第二項又は第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第十七条第二項及び第三項、第十七条の四から第十七条の八まで、第十八条、第十八条の二並びに第十八条の六から第十八条の九までの規定を適用せず、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の相当規定の定めるところによる。

3 前項に規定する法律に基づく権限を有する国の行政機関の長（以下この条において単に「行政機関の長」という。）は、第六条、第八条、第十一条若しくは第十二条第三項（これらの規定を第十七条の十二第二項又は第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第十七条の四、第十七条の六、第十八条又は第十八条の六の規定に相当する電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の規定による前項に規定するばい煙発生施設等に係る許可若しくは認可の申請又は届出があつたときは、その許可若しくは認可の申請又は届出に係る事項のうちこれらの規定による届出事項に該当

する事項を当該ばい煙発生施設等の所在地を管轄する都道府県知事に通知するものとする。

4 都道府県知事は、第二項に規定するばい煙発生施設等において発生し、又は飛散するばい煙等に起因する大気の汚染により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると認めるときは、行政機関の長に対し、第九条、第九条の二、第十七条の八又は第十八条の八の規定に相当する電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の規定による措置を執るべきことを要請することができる。

5 (略)

6 都道府県知事は、第二項に規定するばい煙発生施設等について、第十四条第一項若しくは第三項、第十七条の十一、第十八条の四又は第十八条の十一の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、行政機関の長に協議しなければならない。

(環境大臣の指示)

第二十八条の二 環境大臣は、大気の汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事又は第三十一条

する事項を当該ばい煙発生施設等の所在地を管轄する都道府県知事に通知するものとする。

4 都道府県知事は、第二項に規定するばい煙発生施設等において発生し、又は飛散するばい煙等に起因する大気の汚染により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると認めるときは、行政機関の長に対し、第九条、第九条の二、第十七条の七又は第十八条の八の規定に相当する電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の規定による措置を執るべきことを要請することができる。

5 (略)

6 都道府県知事は、第二項に規定するばい煙発生施設等について、第十四条第一項若しくは第三項、第十七条の十、第十八条の四又は第十八条の十一の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、行政機関の長に協議しなければならない。

(環境大臣の指示)

第二十八条の二 環境大臣は、大気の汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事又は第三十一条

第一項の政令で定める市（特別区を含む。）の長に対し、次に掲げる事務に関し必要な指示をすることができらる。

一 第九条、第九条の二、第十四条第一項及び第三項、第十五条第二項、第十五条の二第二項、第十七条第三項、第十七条の八、第十七条の十一、第十八条の四、第十八条の八、第十八条の十一、第十八条の十六、第十八条の十八並びに第二十三条第二項の規定による命令に関する事務

二 五（略）

六 前条第二項の規定による協力を求め、又は意見を述べることに關する事務

第三十三条 第九条、第九条の二、第十四条第一項若しくは第三項、第十七条の八、第十七条の十一、第十八条の八又は第十八条の十一の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第一項の政令で定める市（特別区を含む。）の長に対し、次に掲げる事務に関し必要な指示をすることができらる。

一 第九条、第九条の二、第十四条第一項及び第三項、第十五条第二項、第十五条の二第二項、第十七条第三項、第十七条の七、第十七条の十、第十八条の四、第十八条の八、第十八条の十一、第十八条の十六、第十八条の十八並びに第二十三条第二項の規定による命令に関する事務

二 五（略）

六 第二十八条第二項の規定による協力を求め、又は意見を述べることに關する事務

第三十三条 第九条、第九条の二、第十四条第一項若しくは第三項、第十七条の七、第十七条の十、第十八条の八又は第十八条の十一の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条第一項、第八条第一項、第十七条の五第一項、第十七条の七第一項、第十八条の六第一項若しくは第三項又は第十八条の十五第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 (略)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項、第十七条の六第一項、第十八条第一項若しくは第三項、第十八条の二第一項又は第十八条の七第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十条第一項、第十七条の九又は第十八条の九の規定に違反した者

三 第十六条の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者

四 (略)

第三十七条 第十一条若しくは第十二条第三項（これらの規定を第十七条の十三第二項又は第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）又は第十八条の

一 第六条第一項、第八条第一項、第十七条の四第一項、第十七条の六第一項、第十八条の六第一項若しくは第三項又は第十八条の十五第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 (略)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項、第十七条の五第一項、第十八条第一項若しくは第三項、第十八条の二第一項又は第十八条の七第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十条第一項、第十七条の八又は第十八条の九の規定に違反した者

三 (略)

第三十七条 第十一条若しくは第十二条第三項（これらの規定を第十七条の十二第二項又は第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）又は第十八条の

十五第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

十五第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 排水の排出の規制等（第三条―第十四条の四）</p> <p>第二章の二 生活排水対策の推進（第十四条の五―第十四条の十一）</p> <p>第三章 水質の汚濁の状況の監視等（第十五条―第十条）</p> <p>第四章 損害賠償（第十九条―第二十条の五）</p> <p>第五章 雑則（第二十一条―第二十九条）</p> <p>第六章 罰則（第三十条―第三十五条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 排水の排出の規制等（第三条―第十四条の三）</p> <p>第二章の二 生活排水対策の推進（第十四条の四―第十四条の十）</p> <p>第三章 水質の汚濁の状況の監視等（第十五条―第十条）</p> <p>第四章 損害賠償（第十九条―第二十条の五）</p> <p>第五章 雑則（第二十一条―第二十九条）</p> <p>第六章 罰則（第三十条―第三十五条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で</p>

政令で定めるものをいう。

一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質（以下「有害物質」という。）を含むこと。

二 (略)

3 (略)

4 この法律において「指定施設」とは、有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び次項に規定する油以外の物質であつて公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの（第十四条の二第二項において「指定物質」という。）を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設をいう。

5 この法律において「貯油施設等」とは、重油その他の政令で定める油（以下単に「油」という。）を貯蔵し、又は油を含む水を処理する施設で政令で定めるものをいう。

6・7 (略)

8 この法律において「特定地下浸透水」とは、有害物質を、その施設において製造し、使用し、又は処理す

政令で定めるものをいう。

一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質を含むこと。

二 (略)

3 (略)

4 この法律において「貯油施設等」とは、重油その他の政令で定める油（以下単に「油」という。）を貯蔵し、又は油を含む水を処理する施設（特定施設を除く。）で政令で定めるものをいう。

5・6 (略)

7 この法律において「特定地下浸透水」とは、第二項第一号に規定する物質（以下「有害物質」という。）

る特定施設（指定地域特定施設を除く。以下「有害物質使用特定施設」という。）を設置する特定事業場（以下「有害物質使用特定事業場」という。）から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含むものをいう。

9|
（略）

（排出水の汚染状態の測定等）

第十四条 排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、環境省令で定めるところにより、当該排水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

2 総量規制基準が適用されている指定地域内事業場から排出水を排出する者は、環境省令で定めるところにより、当該排出水の汚濁負荷量を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

3・4 （略）

（事故時の措置）

第十四条の二 特定事業場の設置者は、当該特定事業場

を、その施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設（指定地域特定施設を除く。以下「有害物質使用特定施設」という。）を設置する特定事業場（以下「有害物質使用特定事業場」という。）から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含むものをいう。

8|
（略）

（排出水の汚染状態の測定等）

第十四条 排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、環境省令で定めるところにより、当該排水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

2 総量規制基準が適用されている指定地域内事業場から排出水を排出する者は、環境省令で定めるところにより、当該排出水の汚濁負荷量を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

3・4 （略）

（事故時の措置）

第十四条の二 特定事業場の設置者は、当該特定事業場

において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水若しくはその汚染状態が第二条第二項第二号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が当該特定事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

2 | 指定施設を設置する工場又は事業場（以下この条において「指定事業場」という。）の設置者は、当該指定事業場において、指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は指定物質を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び

において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

3| 貯油施設等を設置する工場又は事業場（以下この条において「貯油事業場等」という。）の設置者は、当該貯油事業場等において、貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

4| 都道府県知事は、特定事業場の設置者、指定事業場の設置者又は貯油事業場等の設置者が前三項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、これらの規定に定める応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

第十四条の三（略）

（事業者の責務）

2| 特定事業場以外の工場又は事業場で貯油施設等を設置するもの（以下この条において「貯油事業場等」という。）の設置者は、当該貯油事業場等において、貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

3| 都道府県知事は、特定事業場の設置者又は貯油事業場等の設置者が前二項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、これらの規定に定める応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

第十四条の三（略）

第十四条の四 事業者は、この章に規定する排出水の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握するとともに、当該汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようにならなければならない。

第二章の二 生活排水対策の推進

第十四条の五 第十四条の十一 (略)

(適用除外等)

第二十三条 (略)

2 次の表の上欄に掲げる者に関しては、同表の中欄に掲げる事業場又は施設について、同表の下欄に定める規定は適用せず、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）の相当規定の定めるところによる。

第二章の二 生活排水対策の推進

第十四条の四 第十四条の十 (略)

(適用除外等)

第二十三条 (略)

2 次の表の上欄に掲げる者に関しては、同表の中欄に掲げる事業場又は施設について、同表の下欄に定める規定は適用せず、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）の相当規定の定めるところによる。

四 電気事業法第二条第一項	三 鉾山施設である貯油施設等を設置する鉾山保安法第二条第二項本文に規定する鉾山の設置者	二 鉾山施設である指定施設を設置する鉾山保安法第二条第二項本文に規定する鉾山の設置者	一 鉾山保安法第十三条第一項の経済産業省令で定める施設（以下「鉾山施設」という。）である特定施設を設置する同法第二条第二項本文に規定する鉾山から排水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者
当該特定	当該鉾山	当該鉾山	当該鉾山
第五条から第	第十四条の二第三項及び第四項	第十四条の二第二項及び第四項	第五条から第十一条まで、第十四条第三項並びに第十四条の二第一項及び第四項

三 電気事業法第二条第一項	二 鉾山施設である貯油施設等を設置する鉾山保安法第二条第二項本文に規定する鉾山（前号の鉾山を除く。）の設置者		一 鉾山保安法第十三条第一項の経済産業省令で定める施設（以下「鉾山施設」という。）である特定施設を設置する同法第二条第二項本文に規定する鉾山から排水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者
当該特定	当該鉾山		当該鉾山
第五条から第	第十四条の二		第五条から第十一条まで、第十四条第三項並びに第十四条の二第一項及び第三項

<p>第十六号に規定する電気工作物（以下「電気工作物」という。）である特定施設を設置する工場又は事業場から排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者</p>	<p>五 電気工作物である指定施設を設置する工場又は事業場の設置者</p>	<p>六 電気工作物である貯油施設等を設置する工場又は事業場の設置者</p>	<p>七 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号に規定する廃油処理施設（以下「廃油処理施設」という。）である特定施設を設置する工場又は事業場の設置者</p>
<p>施設</p>	<p>当該指定施設</p>	<p>当該貯油施設等</p>	<p>当該特定施設</p>
<p>第十一条まで、第十四条第三項並びに第十四条の二第一項及び第四項</p>	<p>第十四条の二第二項及び第四項</p>	<p>第十四条の二第三項及び第四項</p>	<p>第五条から第十一条まで、第十四条第三項並びに第十四条の二第一項及び第四項</p>

<p>第十六号に規定する電気工作物（以下「電気工作物」という。）である特定施設を設置する工場又は事業場から排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者</p>		<p>四 電気工作物である貯油施設等を設置する工場又は事業場の設置者</p>	<p>五 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号に規定する廃油処理施設（以下「廃油処理施設」という。）である特定施設を設置する工場又は事業場の設置者</p>
<p>施設</p>		<p>当該貯油施設等</p>	<p>当該特定施設</p>
<p>第十一条まで、第十四条第三項並びに第十四条の二第一項及び第三項</p>		<p>第十四条の二</p>	<p>第五条から第十一条まで、第十四条第三項並びに第十四条の二第一項及び第三項</p>

<p>業場から排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者</p>	<p>八 廃油処理施設である指定施設を設置する工場又は事業場の設置者</p>	<p>九 廃油処理施設である貯油施設等を設置する工場又は事業場の設置者</p>	<p>(削除)</p>
	<p>当該指定施設</p>	<p>当該貯油施設等</p>	<p>(削除)</p>
	<p>第十四条の二第二項及び第四項</p>	<p>第十四条の二第三項及び第四項</p>	<p>(削除)</p>

<p>業場から排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者</p>		<p>六 廃油処理施設である貯油施設等を設置する工場又は事業場の設置者</p>	<p>七 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第三号に規定する海洋施設等（廃油処理施設を除く。以下単に「海洋施設等」という。）である特定施設を設置する工場又は事業場から排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者</p>
		<p>当該貯油施設等</p>	<p>当該特定施設</p>
		<p>第十四条の二</p>	<p>第十四条の二第一項及び第三項（同条第一項の規定については、油を含む水に関する部分に限る。）</p>

<p>十 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第三号に規定する海洋施設等（廃油処理施設を除く。）である貯油施設等を設置する工場又は事業場の設置者</p>	<p>当該貯油施設等</p>	<p>第十四条の二 第三項及び第四項</p>
--	----------------	----------------------------

3
3
5 (略)

6 都道府県知事は、第二項の表第一号又は第四号の上欄に掲げる者に対し第十三条第一項若しくは第三項、第十三条の二第一項又は第十四条の三第一項若しくは第二項の規定による命令を、同表第七号の上欄に掲げる者に対し第十三条第一項若しくは第三項又は第十三条の二第一項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、行政機関の長に協議しなければならない。

(環境大臣の指示)

第二十四条の二 環境大臣は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁による人の健康に係る被害が生ずることを

<p>八 海洋施設等である貯油施設等を設置する工場又は事業場の設置者</p>	<p>当該貯油施設等</p>	<p>第十四条の二</p>
---	----------------	---------------

3
3
5 (略)

6 都道府県知事は、第二項の表第一号又は第三号の上欄に掲げる者に対し第十三条第一項若しくは第三項、第十三条の二第一項又は第十四条の三第一項若しくは第二項の規定による命令を、同表第五号の上欄に掲げる者に対し第十三条第一項若しくは第三項又は第十三条の二第一項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、行政機関の長に協議しなければならない。

(環境大臣の指示)

第二十四条の二 環境大臣は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁による人の健康に係る被害が生ずることを

防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事又は第二十八条第一項の政令で定める市（特別区を含む。）の長に対し、次に掲げる事務に関し必要な指示をすることができる。

一 第八条、第八条の二、第十三条第一項及び第三項、第十三条の二第一項、第十四条の二第四項、第十四条の三第一項及び第二項並びに第十八条の規定による命令に関する事務

二 四（略）

（政令で定める市の長による事務の処理）

第二十八条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務（第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第二項、第十四条の八第一項、第十四条の九第五項並びに第十六条第一項に規定する事務を除く。）の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。次項において同じ。）の長が行うこととすることができる。

2（略）

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月

防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事又は第二十八条第一項の政令で定める市（特別区を含む。）の長に対し、次に掲げる事務に関し必要な指示をすることができる。

一 第八条、第八条の二、第十三条第一項及び第三項、第十三条の二第一項、第十四条の二第三項、第十四条の三第一項及び第二項並びに第十八条の規定による命令に関する事務

二 四（略）

（政令で定める市の長による事務の処理）

第二十八条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務（第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第二項、第十四条の七第一項、第十四条の八第五項並びに第十六条第一項に規定する事務を除く。）の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。次項において同じ。）の長が行うこととすることができる。

2（略）

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月

以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第十四条の二第四項又は第十八条の規定による命令に違反した者

2 (略)

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第十四条第一項又は第二項の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者

四 (略)

以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第十四条の二第三項又は第十八条の規定による命令に違反した者

2 (略)

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第十四条第二項の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者

四 (略)